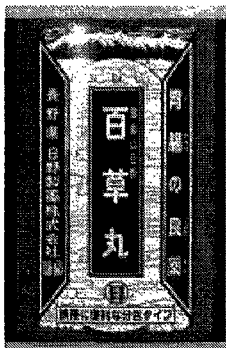


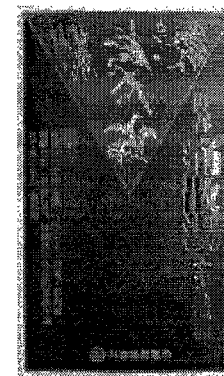
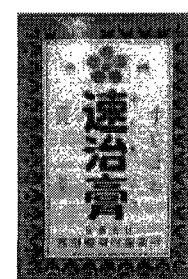
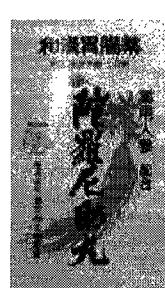
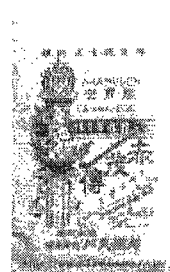
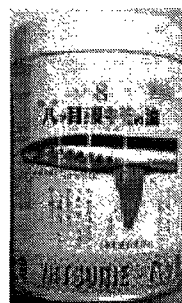
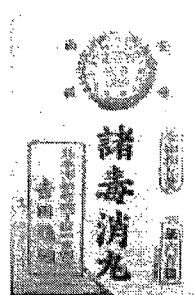
## ① 伝統薬の特徴



- 日本各地で古くから親しまれ、人々の日々の暮らしに根付いている薬
- 家伝薬・伝承薬といわれ、各社独自の処方
- 原料は生薬（動植物成分を有効成分）とするものがほとんどであり、入手困難な生薬を使うものもある
- ほとんどがリスク分類では第2類医薬品
- 主な適応は、  
神経痛、関節痛、胃部不快感、下痢、便秘、  
かぜの諸症状、頭痛、蓄膿症、更年期障害、どうき、肩こり、  
打身、しもやけ、あせも、水虫、痔、食欲不振など
- 江戸時代以前から続くものもあり、その歴史のなかでさまざまなエピソードを持ち日本固有の文化的価値も高い（医薬界の文化遺産ともいえる）



ただし、「伝統薬」の定義は薬事法上はございません。  
そこで、全国伝統薬連絡協議会が示す「伝統薬」とは、  
日本各地に古くから存続する製薬会社が独自の処方得た国の承認を得た漢方薬および生薬製剤（生薬又は動植物成分を有効成分とする医薬品）としております。



## ②伝統薬の主な販売方法

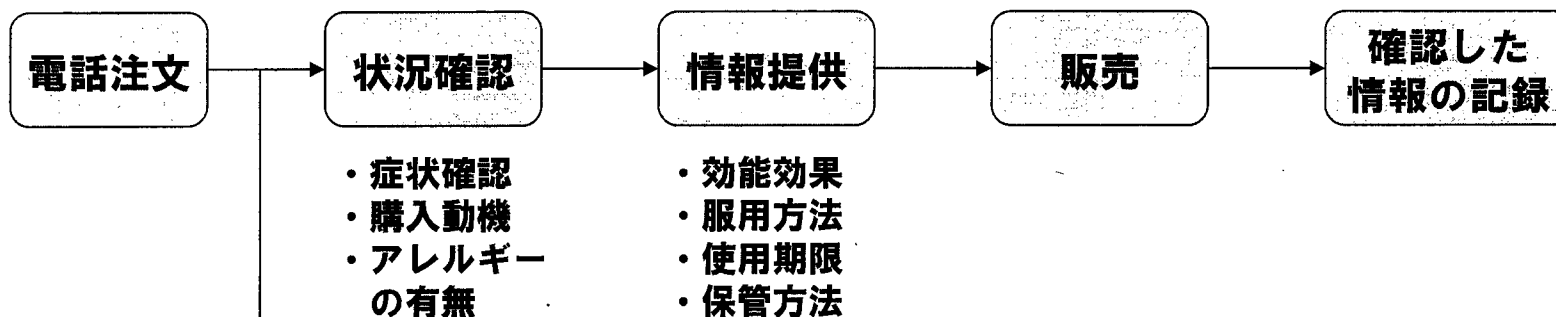
事例（薬効：胃腸薬 使用者数：約5,000人／年）

・安政5年(1858年)、春と秋の二度にも渡って各地で大流行した疫病に、この薬が抜群の効果を発揮。全国に知られ、その後の日露戦争の出征準備や第二次世界大戦の慰問袋にも必ずといって良いほど入れられるようになった。

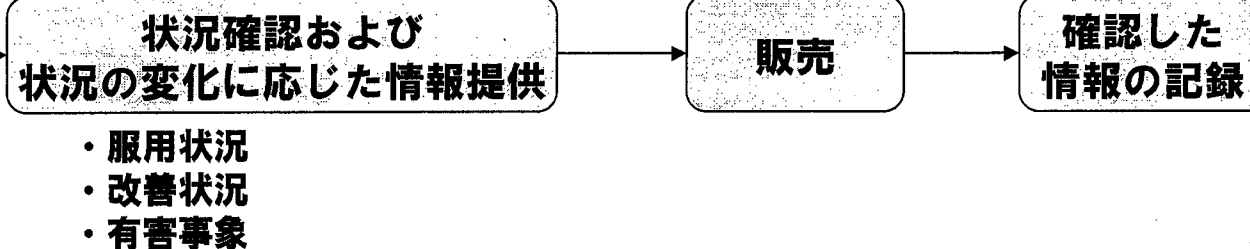
通信販売での購入者は、年間使用者の7割。取扱商品はこの独自処方、1品目のみ。

### 販売方法

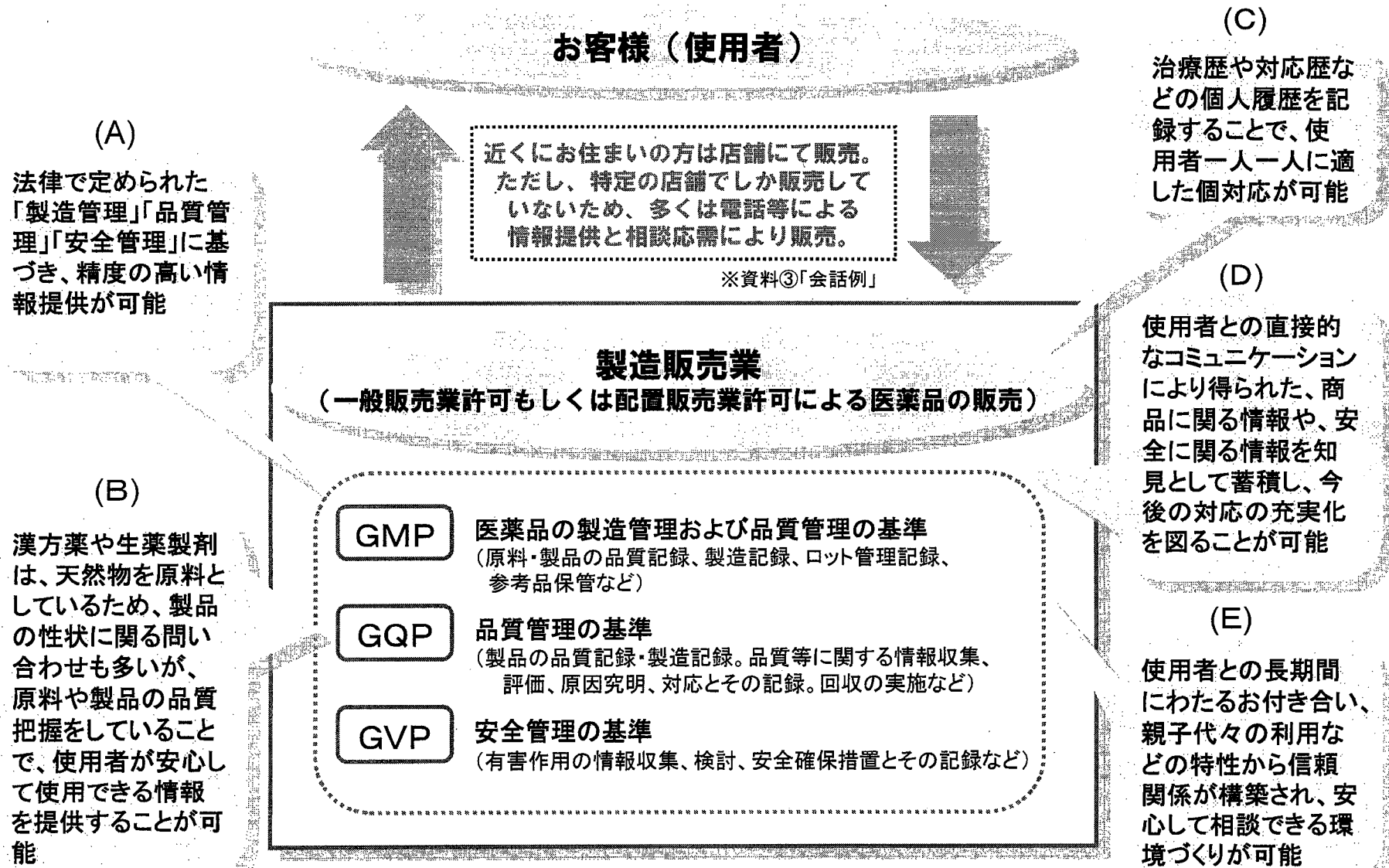
初めての注文（ほとんどの方が口コミ）



2回目以降の注文



### ③ 「伝統薬の製造販売業者による直接の販売」がつくる安心と信頼 ～伝統薬の製造販売における特徴～



～より深いやり取り～

情報提供の基本情報

+

製造販売業者の電話による直接の対応だからできる深いやり取り

添付文書

■使用上の注意

- してはいけないこと
- 相談すること

■効能

■用法用量

■成分

■保管および取り扱い上の注意

■相談窓口

<購入時>

●これまでの販売履歴や記録を活用することで、服用の可否の判断を正確にできたり、不適正な購入を未然に防ぐことができる。

「既往症からの判断」 ー以前、服用時に湿疹が出たと伺っていましたが。

「併用薬からの判断」 ー以前、〇〇というお薬を服用していると伺っていましたが。

「大量購入防止」 ー〇月〇日に購入記録が残っており、まだ1週間しかたっていませんが。

●電話による専門家の直接の対応により、服用する本人からの情報を詳しく伺うことができ、適切な対応が可能となる。

「正確な併用薬の確認」 ーお手元に現在服用中のお薬をお持ちいただけますか？

「詳細な症状の確認」 ー痛いのはどのあたりですか？それはどのような痛みですか？

<問合せ 相談応需>

●販売履歴や製造記録を活用した直接のやりとりにより責任ある対応ができる。

「有害事象時の迅速な対応」 ー電話による服用中止や受診勧奨。

「迅速な原因追求」 ー服用された製品のロット管理による品質確認。  
ー履歴による購入時・服用途中の状況確認。

「製品の問合せの対応」 ーにおい（味・色）がいつもと違う気がする、など。

「緊急時の情報提供や回収の対応」 ー直接、利用者へのお知らせや回収実施。